

関係各位

令和8年(2026年)2月6日

市立函館保健所

ノロウイルス食中毒注意報(第3号)を発令したので、お知らせします。

# ノロウイルス食中毒注意報発令

令和8年2月6日(金)～令和8年4月16日(木)まで

## 1 発令理由

市立函館保健所管内の感染性胃腸炎の定点あたり報告数が第5週において10以上となり、ノロウイルスによる食中毒の発生が危惧されるため。

## 2 管内の感染性胃腸炎報告状況

	期間	定点あたり報告数
第5週	2026/1/26～2026/2/1	12.25

## 3 注意報発令回数および延べ週数(今回含む) 回数:3回 延べ週数:30週

## 4 注意報発令中における心得

- (1) 調理前, 食事前, 用便後は石けんを使って手をよく洗いましょう。
- (2) 手洗いの後, 使用するタオルは, ペーパータオル等清潔なものを使用しましょう。
- (3) 食べる前に十分加熱しましょう。
- (4) まな板, 包丁, ふきん等は, 熱湯か消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)を用いて消毒しましょう(アルコールは効きません)。
- (5) 下痢, 吐き気, 腹痛, 発熱などの症状があるときは調理業務に従事せず, 医療機関を受診しましょう。
- (6) 患者の介助, 入居者の便や嘔吐物の処理は, 調理従事者以外の職員が行い, 調理室にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- (7) 施設内で感染性胃腸炎が流行したときは, ドアノブ等の消毒も実施しましょう。

お問い合わせ先

市立函館保健所 生活衛生課 食品衛生担当

(TEL) 0138-32-1523

(FAX) 0138-32-1526

\*従業員および関連施設, または市民等に対する周知をお願いいたします。